

鹿児島県公報

令和8年1月16日(金)第685号



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

- | | |
|---|----------------|
| ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(※) | (環境保全課取扱い) 1 |
| ○林業種苗法に基づく指定採取源の指定 | (森林経営課取扱い) 2 |
| ○保安林の指定 | (森づくり推進課取扱い) 2 |
| ○保安林の指定予定(2件) | (森づくり推進課取扱い) 2 |
| ○保安林の指定の解除予定の通知 | (森づくり推進課取扱い) 3 |
| ○保安林の指定施業要件の変更 | (森づくり推進課取扱い) 3 |
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 | (水産振興課取扱い) 4 |
| ○地籍調査の成果の認証 | (農地保全課取扱い) 4 |
| ○道路の区域の変更(2件) | (道路維持課取扱い) 5 |
| ○都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更案の縦覧 | (都市計画課取扱い) 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 | (大隅地域振興局取扱い) 6 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 | (大隅地域振興局取扱い) 6 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | (大島支庁取扱い) 6 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 | (大島支庁取扱い) 6 |

公

告

- | | |
|------------------|------------|
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | (建築課取扱い) 7 |
|------------------|------------|

告示

鹿児島県告示第15号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき, 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)の第1の1に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し, 令和8年4月1日から施行する。

なお, 平成18年10月20日鹿児島県告示第1601号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定)は, 令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

| 地域の類型 | 当てはめる地域 |
|-------|---|
| I | 新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の地域(以下「対象地域」という。)のうち, 別紙図面に黄緑色で表示する地域 |
| II | 対象地域のうち, 別紙図面に赤色で表示する地域 |

(別紙図面は省略し, その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第16号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

| 指定番号 | 指定年月日 | 指定採取源の種別 | 樹種 | 所在場所 | 本数及び面積 | 所有者等の氏名及び住所 |
|------|-----------|----------|----|---------------------|-------------------|----------------------------|
| 7-3 | 令和8年1月16日 | 普通母樹林 | すぎ | 南九州市頴娃町別府字芝原谷12103番 | 219本 0.09ヘクタール | 有村智己 南九州市頴娃町別府11788番地14 |

鹿児島県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

姶良市加治木町木田字大坂元4961番3, 4969番3, 字高倉4974番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び姶良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

姶良市上名字鉢付3710番1・字赤穂木ヶ段3711番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。), 3711番3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び姶良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

熊毛郡屋久島町楠川字喜三太道1310番、1311番1、1312番、1313番1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

鹿児島市・南九州市（以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

姶良市北山字女夫石3149番、3171番9、字牟田山3463番6、3463番10、3463番41（次の図に示す部分に限る。）、木津志字カツラノ谷3784番1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び姶良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第22号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年1月16日から同月30日まで鹿屋市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

鹿屋市古江町655番地1 森重則

鹿屋市古江町798番地2 森慎吾

鹿屋市古江町794番地6 森民子

2 加入区

鹿屋加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

鹿屋市漁業協同組合

鹿児島県告示第23号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査(地籍調査)の成果を認証した。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

| 調査を行つた者の名称 | 調査を行つた期間 | 成果の名称 | 調査を行つた地域 | 認証年月日 |
|------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|--------------|
| 指宿市 | 令和5年10月2日から 令和6年9月29日まで | 地籍図及び地籍簿 | 指宿市十二町の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 奄美市 | 令和5年4月1日から 令和7年2月18日まで | 地籍図及び地籍簿 | 奄美市笠利町大字須野及び 笠利町大字宇宿の各一部 | 令和8年 1月5日 |
| 奄美市 | 令和5年4月1日から 令和7年2月10日まで | 地籍図及び地籍簿 | 奄美市住用町大字山間の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 十島村 | 令和5年6月13日から 令和6年12月16日まで | 地籍図及び地籍簿 | 十島村口之島の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 錦江町 | 令和5年7月4日から 令和7年2月3日まで | 地籍図及び地籍簿 | 錦江町田代麓の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 南大隅町 | 令和5年6月30日から 令和7年2月4日まで | 地籍図及び地籍簿 | 南大隅町佐多馬籠及び佐多 郡の各一部 | 令和8年 1月5日 |
| 肝付町 | 令和5年5月29日から 令和6年12月19日まで | 地籍図及び地籍簿 | 肝付町新富及び後田の各一部 | 令和8年 1月5日 |
| 中種子町 | 令和5年4月26日から 令和7年2月3日まで | 地籍図及び地籍簿 | 中種子町坂井の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 南種子町 | 令和5年5月1日から 令和7年2月7日まで | 地籍図及び地籍簿 | 南種子町茎永の一部 | 令和8年 1月5日 |

| | | | | |
|------|----------------------------|----------|-----------------------|--------------|
| 大和村 | 令和5年8月1日から 令和7年2月27日まで | 地籍図及び地籍簿 | 大和村大字大棚の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 宇検村 | 令和5年7月1日から 令和7年1月24日まで | 地籍図及び地籍簿 | 宇検村大字芦検の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 宇検村 | 令和5年7月1日から 令和7年1月24日まで | 地籍図及び地籍簿 | 宇検村大字湯湾の一部 | 令和8年 1月5日 |
| 喜界町 | 令和5年7月31日から 令和7年2月12日まで | 地籍図及び地籍簿 | 喜界町大字赤連及び大字島 中の各一部 | 令和8年 1月5日 |
| 徳之島町 | 令和5年4月1日から 令和7年2月10日まで | 地籍図及び地籍簿 | 徳之島町花徳及び亀津の各 一部 | 令和8年 1月5日 |
| 天城町 | 令和5年4月10日から 令和7年2月27日まで | 地籍図及び地籍簿 | 天城町大字与名間の一部 | 令和8年 1月5日 |

鹿児島県告示第24号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年1月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) |
|-------|--------|--|--------|------------------------|--------------|
| 県道 | 川内串木野線 | いちき串木野市羽島字橋元 7977番1地先から7990番1 地先まで | 前後 | 13.5~27.0 11.0~14.5 | 59.0 59.0 |

鹿児島県告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年1月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) |
|-------|--------|---|-------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 県道 | 志布志福山線 | 志布志市有明町伊崎田字下 原8103番5地先から同市有 明町伊崎田字坂ノ下5465番 2地先まで | 前 前 後 | 8.5~49.9 21.4~258.3 21.4~258.3 | 4,780.0 5,305.7 5,305.7 |

鹿児島県告示第26号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

湧水町域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

栗野都市計画区域及び吉松都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課並びに湧水町まちづくり推進課

4 縦覧期間及び時間

令和8年1月16日から同月30日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

大隅地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年1月16日

大隅地域振興局長 坂脇健一

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-----------------|-------------------|---------------|-------------------|--------|----------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 居宅介護事業所 「未来」 | 鹿屋市川西町 4263番地3 | 株式会社大隅美食俱楽部 | 鹿屋市川西町 4263番地3 | 福園 則幸 | 令和7年 12月31日 | 居宅介護 ・重度訪問介護 |

大隅地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年1月16日

大隅地域振興局長 坂脇健一

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|----------|-------------------------|-------------|-------------------------|--------|--------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| グローバルアップ | 曾於市財部町北俣字谷ノ口706 -1-2 | 株式会社ステップアップ | 曾於市財部町北俣字谷ノ口706 -1-2 | 松元 裕樹 | 令和8年 1月1日 | 就労継続支援B型 |

大島支庁告示第1号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和8年1月16日

大島支庁長 松藤啓介

| 事業所 | | 指定障害児通所支援事業者 | | | 廃止年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-------|-----------------|--------------|--------------|--------|----------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| あんだんて | 奄美市名瀬大字西仲勝197-1 | アジア通信工業株式会社 | 奄美市名瀬久里町1番5号 | 大山 俊輔 | 令和7年 12月31日 | 児童発達支援・保育所等訪問支援 |

大島支庁告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和8年1月16日

大島支庁長 松藤啓介

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-----|---------------|----------------|----------------|--------|------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| わかば | 奄美市名瀬浦上町56番地6 | 有限会社訪問介護事業所わかば | 奄美市名瀬浦上町56番地24 | 當麻 廣美 | 令和7年12月31日 | 就労継続支援B型 |

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（1工区）

出水市平和町508番、512番、518番の一部、528番の一部、529番の一部、530番の一部、534番の一部、535番、536番、537番、538番の一部、539番の一部及び540番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

出水市平和町1027番地

株式会社畠中食品

代表取締役 畠中宗洋